

【産業廃棄物の種類と具体例】

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
	②汚泥	排水処理後及び各種製造業の生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	③廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	④廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
	⑤廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液
	⑥廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	⑦ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	⑧金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	⑨ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるアスファルト、コンクリートブロックくず、インターロッキングくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	⑩鉱さい	鑄物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰、粉炭かす等
	⑪がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	⑫ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、DNX対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	⑭木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材又は木製品製造業(家具製造業)、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等
		物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレットに係るもの (H20.4.1 から適用) 木製パレットなどの区分の見直しが行われました
	⑮繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	⑯動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	⑰動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	⑱動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	⑲動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	⑳13号廃棄物: 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固型化物など)	